プロジェクト

項目 第 46 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 46 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 12 月 26 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 46 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

サステナビリティ関連情報のアップデートに対する意見

2. 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」では、保証適用義務化から 2 年間は、サステナビリティ関連財務開示の一部の情報についてのみ保証を求めるという議論が行われている。そのようにする場合、どの情報が保証対象であるのか、明瞭に理解できるようにする必要があると考える。これは保証に関することであるため、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）において定めるものではないと理解しているが、このような検討は当該ワーキング・グループや新たに設置される予定である専門グループで行う予定か。

3. 保証を行うためには、保証業務実施者が主題情報を評価するための規準が必要であるが、サステナビリティ関連財務開示の一部の情報についてのみ保証を求めることとした場合、SSBJ 基準に対する準拠性の保証ということにはならないと理解している。会計では、会計基準に加え、法令として「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」や「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」が定められており、これらが一体となって規準を構成しているが、これと同様に、SSBJ 基準で対処しない部分は、金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」などで対応されるという理解でよいか。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見

「『気候関連開示基準』の文案」に対する意見（審議事項 A2-1 関連）

4. 文案では、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報について、開示し

ないことを選択する場合に、その旨を開示することを求める定めが削除されている。企業が開示しないことを選択する状況には、本来は開示が必要であるにもかかわらず開示しない場合や、重要性の判断によって開示しない場合が考えられる。この点、開示しないことを選択する旨の開示を求めないこととした場合、企業が開示しない理由が不明瞭になることが考えられる。

5. 文案では、気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等について、「気候関連の機会と整合した資産又は事業活動」という表現が用いられている。この点、「整合した」は、ISSB 基準における「aligned with」の和訳であると考えられるものの、英語のニュアンスが和訳に十分反映されていないと考えられるため、修正を検討すべきではないか。

6. 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等の文案において、当該情報が有用であることを説明する部分がある。このうち、「企業のどの部分に気候関連のリスク及び機会があるのか」という表現が明瞭ではないと考えられるため、「企業の資産又は事業活動のどの部分に気候関連のリスク及び機会があるのか」等の表現に修正すべきではないか。

7. 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等の文案において、「経営者の考えが反映されているため、有用な情報と考えられる」との記載がある。当該記載については、さまざまな意見があると考えられるため、記載する必要があるかどうかを検討すべきではないか。

8. 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等の文案において、「規模に関する情報」には、「大」「中」「小」のような言葉で表現した情報が含まれる旨が記載されている。一方、既存の開示実務においては、言葉だけでなく記号で表現した情報もみられる。この点、記号で表現した情報も認められるのかどうかを確認したい。

9. 文案では、内部炭素価格そのものの開示を求める理由として、「内部炭素価格を意思決定に用いている場合には、その内容について開示することが主要な利用者にとって有用な情報となり得ると考えられる」としている。この点、主要な利用者にとってどのような情報が有用であるのか、また、どのように有用であるのかについて、解説記事などで明確化すべきではないか。

「『サステナビリティ開示基準の適用』の文案」に対する意見（審議事項 A1-2 関連）

10. 文案では、経過措置について、「法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」と「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の 2 つの取扱いを示している。この点、SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求する法令において早期適用が認められている場合、企業が早期適用を選択したときは、「法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の取扱いが適用され、企業が早期適用を選択せずに強制適用時期よりも前に SSBJ 基準に準拠した開示を行うときは、「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の取扱いが適用されるということか。また、法令において早期適用が認められていない場合で企業が強制適用時期よりも前に SSBJ 基準に準拠した開示を行うときは、「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の取扱いが適用されるということか。

『一般開示基準』の文案」に対する意見（審議事項 A1-3 関連）

11. 特段の意見は聞かれなかった。

以　上